

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

社会保障と税の一体改革の名のもとに、消費税の大増税と社会保障制度改革推進法により「自助、共助」を基本に「施し」としての「公助」に限定する、また国民の社会保険料負担の範囲内、あるいは消費税負担内の財源に限定するなど、憲法25条の「解釈改憲」として社会保障制度の根幹にかかわる大改悪が進められようとしています。また、愛知県は、子どもや障がい者等の福祉医療制度の見直しの検討を始めています。地域住民のいのちと健康、くらしを守るために、以下の事項について積極的な改善をお願いします。

【陳情事項】 一★印が懇談の重点項目です一

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

(回答)

憲法や地方自治法に則り、住民が健康で文化的で平和的な生活を送れるように適正に事務を進めています。

- ② 「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

(回答)

第4次総合計画の基本構想の中で、保健・医療・福祉の充実を重要なテーマとして、「健やかにいきいきと暮らせるまち」を目指しています。

- ③ 地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

(回答)

住民の視点に立ち、津島市の実情に合った行政サービスを提供してまいります。

- ★④ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

何らかの事情により一括納付が困難な場合は、納税相談に応じます。必要とあれば、納税緩和措置をとりますし、分納にも応じます。しかし、資力があるにもかかわらず再三の催告にも応じない場合や、納税相談等の合意事項を履行しない場合は、納税の公平性を確保するため、愛知県西尾張地方税滞納整理機構に移管します。

★【2】福祉医療制度について

- ① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

- ② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

18歳年度末までのすべての子どもを対象とする制度拡大は考えておりません。県の助成基準に準じて対応してまいります。

- ③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

- ④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

県の助成基準に準じて対応してまいります。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

第5期の介護保険事業計画では財政安定化基金の取り崩し等により、保険料上昇の緩和を図りましたが、サービスの見込み量の増加により、保険料は29.2%の上昇となりました。所得段階は14段階に細分化し、低所得者の負担軽減を図っています。

- ② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

条例により老齢福祉年金受給者や災害等に対する減免措置を行っています。

★③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

国の負担軽減策や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を通じて軽減を図って

いきます。

- ★④ 要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

(回答)

介護予防を含め、地域支援事業の充実を図っていきます。

- ★⑤ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答)

津島市内は、施設整備が充実しています。地域密着型サービスとして、認知症対応型共同生活介護は市内 3 か所で、小規模多機能型居宅介護は 1 か所で事業運営しています。第 5 期(24～26 年度)の計画の中に、認知症対応型共同生活介護1か所の公募を計画しています。

現行の助成制度としては、高額介護サービス費の支給、特定入所者介護(支援)サービス費の支給、社会福祉法人による利用者負担限度額の軽減などを実施しています。新たな助成制度は難しいです。

- ⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(回答)

人口規模から、市内 3 か所が適切と考えています。

また、地域支援事業との連携を考え、医療法人・社会福祉法人への委託が望ましいと考えます。

平成 24 年度より委託料を引き上げました。

- ⑦ 介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答)

国において、介護分野での雇用の創出・人材養成のための総合対策の一環として、介護職員の処遇改善が図られています。

また、市内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となって協議会を設け、勉強会や意見交流会を定期的で開催されており、当市も協力しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

ひとり暮らし登録事業、配食サービス事業、救急キットの配付事業、緊急通報システム事業など、高齢者見守り関連サービスを実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

(回答)

高齢者や障がい者の方が、買い物や通院などにご利用いただけるよう、巡回バスの運行をしております。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

(回答)

閉じこもりや認知症の予防のために、高齢者ふれあいサロン事業を実施しています。より多くの高齢者が気軽に参加できるように会場を増やす計画を検討しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

市営住宅は、建設後、年数がかなり経過しており、高齢者向けの住宅はありません。新たに高齢者向けの住宅を整備することは、困難です。

② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答)

配食サービスについては、平成20年10月に自己負担金を軽減しました。同時に、週5回の配食を6回に拡充しました。平成21年度からは食を中心としたアセスメントを実施し自立支援を行っています。

★(3)障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答)

要介護認定1以上の方を対象としています。

② すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答)

前年の12月末現在で要介護1以上の方に対して「認定申請書」を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

① 後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送

付してください。

(回答)

後期高齢者については、各市の動向を見守りたいと考えています。
国保は、該当者に個別に申請書を送付しております。

- ② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

(回答)

国や県、各市の今後の動向を見守りたいと考えております。

3. 子育て支援などについて

- ① 妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

妊産婦の無料健診については、国の指針に基づき、14回の助成を行っております。
国の指針、また、県、各市の状況等の動向を見守りたいと考えております。

- ★② 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

(回答)

財政改革の見直しにより、平成18年度から受給基準を1.2倍から1.0倍に変更しました。
現在の財政状況等から引き上げは、困難です。

なお、申請の受付は、市の窓口で受け付けています。民生委員の証明は必要ありません。

- ③ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(回答)

給食費は、学校給食法第11条に基づき保護者に負担していただき、無料化は考えておりません。

- ④ 放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

(回答)

地場産業の食材を使用するよう心がけています。

市場に出ている食材は問題がないものと考えています。

しかし、疑わしい食材と判断した場合は、(財)愛知県学校給食会が放射性物質の検査機器を導入していますので、持ち込み検査を行い、対応します。

- ⑤ 女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

(回答)

避難所の改善として、間仕切りやパーティション等の資機材整備に努めてまいります。

4. 国保の改善について

- ① 国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

(回答)

市民の皆様にも不利な制度となることの無いようにしたいと考えております。

★② 保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

これ以上の繰り入れや減免制度の拡充は困難です。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)

4方式での課税を行なっている現在、均等割の対象から除外は困難です。また、減免制度の拡充も困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答)

これ以上の減免制度の拡充は困難です。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

保険税の減免等については、所得の上限を500万円に拡大し、所得の減少額を2分の1以上から3分の1以上に緩和し、減免が受けやすいように拡大しております。減免要件の拡大の予定はありません。

★③ 保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて、要綱を定めて実施しております。短期保険証についても、発行に際しては本人との面談を前提としており、十分に実態を把握して対

応しております。今後も安易に発行することがないよう、慎重な運用に努めていきます。

また、保険料(税)が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行なっています。

なお、相談がなく納税もしていない世帯でも、18歳(年度末)までの方には、短期保険証を交付しております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

(回答)

③アで回答

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

(回答)

③アで回答

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)

③アで回答

④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

減免制度は、平成22年7月から、生活保護基準額の1.4倍以内の方を対象とするよう拡充いたしました。それ以上の所得のある方への拡大は、予定しておりません。

5. 障がい者・児施策の拡充について

① 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

(回答)

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料の無料化を実施しております。
課税世帯に対する無料化については、国の動向を見守っていきたいと考えております。

② 訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

(回答)

利用者と相談の上、必要な時間数を支給しております。

③ 移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

(回答)

利用者と相談の上、期間を設けて支給決定しております。

★④ 障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

⑤ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。

(回答)

避難所のバリアフリー化はすべてに対応はできておりませんが、福祉施設等と協定を締結しており、障がいのある方等については、専門の設備のある施設へ避難をしていただきます。

⑥ 集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(回答)

社会福祉施設との協定により、災害時に福祉施設として高齢者施設9か所及び障害者施設2か所を設けております。

⑦ 地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(回答)

災害時要援護者に登録していただくときに、自主防災会及び民生・児童委員への情報提供について了承を得ております。

福祉圏域間での共有、県との共有は、今後の課題だと思います。

6. 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

特定健康診査、各種がん検診、(子宮がん検診においては、20歳以上)及び歯周疾患検診を実施しております。

受益者負担の観点から、一部負担金を徴収しております。

② 40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(回答)

法令及び医学的統計を基に、特定健康診査、各種がん検診、歯周疾患検診を、40歳以

上(子宮がん検診については20歳以上)の人に実施しております。
受益者負担の観点から、一部負担金を徴収しております。

7. 予防接種について

★① Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

(回答)

定期予防接種とするよう市長会等を通じて強く要望してまいりました。
国において、2013年度から子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを優先して定期予防接種の対象とする方針で準備が進められています。

② 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、平成24年10月から助成を開始する予定です。
水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの予防接種に対する一部公費助成については、考えておりません。

8. 生活保護について

★① 憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

関係機関と連携を図り、漏給防止に努めます。

② 就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

(回答)

生活保護世帯の増加に対応するため、平成21年7月から担当職員を1名増員しております。

平成24年度も、社会福祉課程を専攻した者を募集しております。

③ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

(回答)

警察官OBは、交通安全や防犯の啓発、市民からの相談、また行政への暴力等に対応するために地域安全を所管する部署に配置しており、必要最低限の人数にとどめております。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

① 消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制

度は導入しないでください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ② 消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③ 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑤ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑥ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑦ 障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにして

ください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

- ⑧ H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

(回答)

国の動向を見守っていきたいと考えております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

(2) 県民の医療を守るために

- ① 後期高齢者医療制度について

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

(回答)

国の基準に従い、住民税非課税世帯の利用料無料化を実施しております。なお、実費負担を無くす補助制度については、考えておりません。

④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

(回答)

県の動向を見守っていきたいと考えております。

⑤ 東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(回答)

国・県の動向を見守っていきたいと考えております。

以上